

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「第3条第2項第4号」を「第3条第2項第2号」に、「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「様式第4号。第9条及び第10条」を「様式第3号。第7条及び第8条」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条（見出しを含む。）中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第3号」に改める。

第4条中「様式第5号。以下「登録簿」という。」を「様式第4号」に改める。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

第8条中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、「おいて」の次に「、登録証の汚損により再交付を申請しようとするとき」を加え、同条を第8条とする。

第11条中「様式第10号」を「様式第8号」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

様式第1号を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号を様式第3号とする。

様式第5号中

「

浄 化 槽 管 理 士	氏 名	浄化槽管理士 免状の交付番号	専任する営業所の名称

を

」

「

浄 化 槽 管 理 士	氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号

に

」

改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号を削る。

様式第7号中「第8条関係」を「第6条関係」に、

「

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	変 更 年 月 日	年 月 日	

を

」

「

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	変 更 年 月 日	年 月 日	

に

法人の代表者の変更に係る届出に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。

- 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

」

改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第10号中「第11条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、この規則による改正後の堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

堺市浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称）  
（代表者の氏名）  
（電話番号）

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり浄化槽保守点検業の登録を申請します。

記

営業所	名称 (主たる営業所)	所在地
浄化槽管理士	氏名	浄化槽管理士免状の交付番号

申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。

- 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。